

## OEM供給者及び下請業者の登録等について

### 1. OEM供給者及び下請業者の登録方法等

#### (1) 登録の対象企業

登録の対象企業は、認定企業が代位の行使の放棄及び一連の事故による保険のてん補限度額 8 億円の適用の対象とすることを希望するOEM供給元の企業及びパーツ（部品）の下請業者（以下「OEM供給者等」という。）とします。

したがって、登録企業の選定は、認定企業が必要と思われる企業を選定してください。選定企業の企業数は、特に制限を設けておりません。

#### (2) 登録方法

別紙のOEM供給者等登録表（以下「登録表」という。）をエクセルで作成し、下記の記入要領に従い、必要事項を記入の上、メールの添付ファイルにて当財団に送付してください。送付先のメールアドレスは、「[buhin-kikaku@cbl.or.jp](mailto:buhin-kikaku@cbl.or.jp)」です。

また、登録の様式は、財団ホームページ「BL保険制度」に掲載しておりますので、ダウンロードしてご使用ください。

### 2. 登録表の記入方法

#### (1) 登録事項

認定企業名、BL品目名、OEM供給者等の企業名、OEM供給者等の代表者名、OEM供給者等の所在地、OEM供給者等の電話番号

#### (2) 記入要領

① 登録表の作成は、認定企業単位で作成してください。

なお、品目名（認定品目名をいう）ごとに担当者が別れていて、認定企業単位での作成が難しい場合は、品名単位で作成していただいても結構です。

また、登録表の作成順は、OEM供給者、下請業者の順に記入してください。

1・2の別欄には、OEM供給者の場合は、「1」を、下請業者の場合は、「2」を記入してください。

② 企業名欄には、最初の行に認定企業名を記入してください。

なお、株式会社は、(株)と表示してください。

③ 品目名欄には、各品目名の最初の行に品目名を記入してください。

なお、品目名は、玄関ドア、暖冷房システム、キッチンシステム等の品目名を記入してください。

### 3. 登録の効力の発生

登録の効力の発生は、当財団にメール等の到着日をもって効力発生とします。

なお、確認のため登録（登録日等を含め）をした旨をメール又は文書により通知します。

#### 4. 登録後の変更届について

次の事項に変更がありましたら、メール又はFAX等任意の形式で当財団に届け出てください。

- ① OEM供給者等の登録追加
- ② OEM供給者等の登録削除
- ③ BL品目の登録追加
- ④ BL品目の登録削除
- ⑤ 会社名の変更